もうけ話に注意!簡単には稼げない!

副業、投資やギャンブル等で高収入を得るためのノウハウと称して、インターネット等で 販売されている情報商材や、友人知人を新たな加入者として販売組織に参加させれば収 入が得られるマルチ商法に関連する相談が急増しています。「もうけ話を教えてあげるか ら、その代金を支払って」と情報商材提供に係る代金を請求する販売者がいます。これに対 し、「払うお金がない」と断ると「借金をしてでも払っておこう。簡単に儲かるので借金はす ぐに返せるから」と強引に借金させるという相談が寄せられています。

相談事例

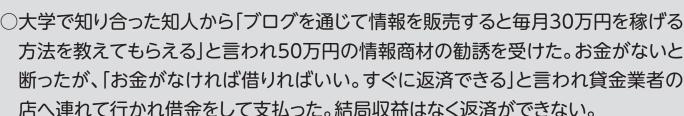












○SNSで知り合った人から海外のオンラインカジノのネットワークビジネスを勧誘され た。会員登録に30万円必要と言われ「払えない」と断ったが「他の人を勧誘し会員に すれば報酬がもらえる」と言われ、クレジットカードを申し込んで分割で支払った。



- 契約する前に、契約する会社の情報や商品の内容などを調べましょう。
- 望まない契約は「いりません」「やめます」など簡潔にきっぱり断りましょう。
- 儲かるかどうかは不確実な一方で、借金は確実に生じます。「すぐにお金は取り 戻せる」といった話を鵜呑みにすることは絶対にやめましょう。

🌃 借金の契約や分割払いをするときは、貯蓄・収入と支出(返済総額)の バランスを考え、返済できるかどうか十分に検討しましょう。

> 借金してまで購入・契約するべき ものなのか、冷静に考えましょう。

1回だけのお試しのつもりが定期購入に!!



インターネットやテレビ、新聞で「健康にいい」「ダイエットに効果がある」「有名芸能人が使用している」などがうたい文句の健康食品等の販売広告をよく目にします。お試しのつもりで購入したところ、定期購入が条件の契約だったという相談が急増しています。

相談事例









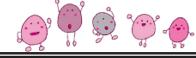


- ○「痩身と美容に効果あり」「初回お試し価格500円」というサプリメントの広告を見て、 1回限りの購入と思い注文したら、請求書に「定期購入で2回目以降1箱4,000円」 「5回購入しないと解約できない」と書かれていた。
- ○「初回無料」のサプリメントを飲んだら体調不良になり、解約したいと伝えたら、 定期購入契約であり初回分について正規価格を支払えば解約に応じると言われた。
- ○定期購入の解約申し出期間に何度も電話するが、電話がつながらない。 メールを送っても連絡がない。



- 解約の条件として正規価格との差額を請求されるケースがありますが、広告上にその 旨が記載されていないことが多いです。また、インターネット販売をはじめ通信販売には、 クーリングオフ制度はありません。注文する際は「解約・返品できるか」「解約・返金 できる場合の条件」などをしっかり確認しましょう。
- 事業者に連絡をした証拠として、電話、FAX、メールなどの記録は残しておきましょう。

ご心配なことがありましたら 宇和島市消費生活センターに ご相談ください。



宇和島市消費生活センター 宇和島市役所 2階企画情報課内 TEL:0895-20-1075